

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第53条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の科目等履修生として出願することのできる者は、学則第39条各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校の生徒は学群の科目等履修生として出願することができる（以下「高大連携受講生」という。）。

3 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の科目等履修生として出願することのできる者は、大学院学則第18条各号のいずれかに該当する者とする。

4 前項の規定にかかわらず、学群に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学が認めた者は、大学院の科目等履修生として出願することができる。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として志願する者は、次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修生認定料を添え、学長に願い出なければならない。ただし、高大連携受講生については別に定める。

(1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）

(3) 最終学校の卒業証明書（卒業見込証明書）又は在籍期間等の証明書及び成績証明書

(4) 健康診断書

(5) その他本学が必要とする書類・証明書等

2 学群の科目等履修生の出願受付は、学年又は学期の前に行う。

3 大学院の科目等履修生の出願受付は、学年の前に行う。

(選考及び許可)

第4条 科目等履修生の選考及び許可は、履修上の取扱いを勘案、及び本学正規課程の学生の教育に支障がない場合に限り、学長が行う。

2 科目等履修生として許可された者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修料その他の納付金を指定の日までに納入しなければならない。

3 高大連携受講生については、別に定める。

第5条 削除

第6条 削除

(履修手続)

第7条 科目等履修生は、学則に基づく履修届をしなければならない。

2 教育職員免許状の取得に係り教科及び教職に関する科目を履修する者は、前項のほか札幌大学教育職員免許状の取得に関する学務規程に定める手続を行わなければならない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、許可された当該年度の当該授業科目の実施期間とする。

2 科目等履修生として次年度に引き続くときは、改めて出願しなければならない。

(身分証明書)

第9条 科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(成績評価及び単位認定)

第10条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項の単位修得について、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生の取消し)

第11条 科目等履修生が、その本分に反する行為があったときは、学長が科目等履修生の許可を取り

消す。

(学則の準用)

第12条 科目等履修生には、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

(所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(札幌大学聴講生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学聴講生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学大学院科目等履修生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学大学院科目等履修生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。